

日本フェンシング・アスリート会議（JFAC）における アスリート委員の選挙に関する規程

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「FJE」という。）の組織下にある日本フェンシング・アスリート会議（JFAC）におけるアスリート委員の選挙に関する選挙に関する事項について定める。

第2条（選挙の管理）

アスリート委員を選任する選挙に関する諸々の事項を管理するために選挙管理委員会を設置する。

第3条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会を構成する選挙管理委員は3名とし、FJEの会長が理事会の決議を経て理事の中から定める。
2. 選挙管理委員会は互選により、委員長を定める。

第4条（選挙の方法）

1. 選挙は、無記名投票により行われ、選出される定数は12名とする。ただし、候補者が12名に満たないときは、5名以上12名以内とする。
2. 選挙は、全日本フェンシング選手権個人戦の期間内に実施する。
3. 選挙権を有している者は、投票所に自己を証明するものを提示し、投票用紙を受け取り投票する。
4. その他の投票方法については、選挙管理委員会が定める。

第5条（選挙権）

選挙権は、次の要件を全て満たしている者に付与される。

- (1) FJEの個人登録を完了していること
- (2) 選挙を行う当該年の1月1日において満18歳以上であること
- (3) 当該選挙が行われる全日本フェンシング選手権個人戦に出場していること

第6条（被選挙権）

被選挙権は、選挙時に次の要件を全て満たしている者に付与される。

- (1) FJEの個人登録を完了していること
- (2) 選挙を行う当該年の1月1日において満22歳以上であること
- (3) 選挙管理委員会が示す日時までに立候補届けを提出し、受理されていること

(4) 次の競技経歴のいずれかを有していること

- ① 当該選挙が行われる全日本フェンシング選手権個人戦に出場していること
- ② 当該選挙の年度より、過去 4 年度以内に全日本フェンシング選手権個人戦に出場していること
- ③ 当該選挙の年度より、過去 8 年度以内においてフェンシング競技における日本代表選手として、オリンピック、世界選手権、ユニバーシアード、世界ジュニア・カデ選手権に出場していること。

第 7 条（被選挙権者の欠格事由）

前条の規定にかかわらず、次の事由のいずれかに該当する者は、被選挙権を有しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

第 8 条（欠員）

アスリート委員に欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げるものとする。次点者がいない場合で、かつアスリート委員の総数が 9 名に満たない場合は、直近の全日本フェンシング選手権個人戦で補充選挙を行うものとする。

第 9 条（附則）

この規程は 2014 年 10 月 30 日に制定され、翌日より適用される。

この規程の改廃は、F J E の理事会の決議により行う。